

# 大川市議会第5回臨時会会議録

平成22年11月30日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

2番	箴	島	か	お	る	11番	岡	秀	昭
3番	吉	川	一	寿		12番	中	村	武彦
4番	今	村	幸	稔		13番	佐	藤	操
5番	平	木	一	朗		14番	山	田	廣登
6番	古	賀	龍	彦		15番	井	口	嘉生
7番	石	橋	正	毫		16番	古	賀	勝久
8番	川	野	栄	美子		17番	古	賀	光子
9番	福	永		寛		18番	神	野	恒彦
10番	中	村	博	満					

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植	木	光	治
副	市	長	福	島	裕幸
教	育	長	石	橋	良知
会	計	管	理	者	長
(兼)	会	計	課	長	宇
消	防	長			木
(兼)	総	務	課	長	今
経	営	政	策	課	長
木					下
総	務	課	長		修
(併)	選	挙	管	理	委
	員	会	事	務	局
					長
					今
					泉
					貞
					則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 ( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	宮 崎 博 巳
学 校 教 育 課 長	武 下 博 子
監 査 事 務 局 長	武 下 知 寛

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	酒 見 隆 司
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	堀 修
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

- 1 . 開 会 の 宣 告
- 1 . 会 期 の 決 定
- 1 . 議 案 の 上 程

報告第11号 専決処分の報告について（建物明渡等請求事件）

議案第59号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 平成22年度大川市一般会計補正予算

議案第63号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第64号 平成22年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議案第65号 平成22年度大川市介護保険事業特別会計補正予算

議案第66号 平成22年度大川市下水道事業特別会計補正予算

議案第67号 平成22年度大川市上水道事業会計補正予算

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 議 案 に 対 す る 質 疑

( 報告第11号、議案第59号～第67号 )

1. 委 員 会 付 託

( 議案第59号～第67号 )

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

( 議案第59号～第67号 )

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前 9 時30分 開会

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第 5 回大川市議会臨時会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会は付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第11号 専決処分の報告について（建物明渡等請求事件）など10件であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日限りと決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、日程に従い、議案の上程を行います。

市長から案件10件の送付がなされ、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読を省略し、報告第11号 専決処分の報告について（建物明渡等請求事件）から議案第67号 平成22年度大川市上水道事業会計補正予算まで、案件10件を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに平成22年第5回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

この議会に提案をいたしております議案は10件であります。その内訳は、報告1件、条例議案3件、予算議案6件であります。

まず、報告第11号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたすものであります。

次に、議案第59号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第61号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、一括して御説明申し上げます。

3議案とも、人事院が8月10日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与並びに期末勤奨手当に関する勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第62号 平成22年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、市長等三役の給料等の減額及び職員の給与改定並びに職員の異動等に伴い、各款における人件費の調整を行おうとするものであります。

以上によりまして、今回の補正総額は、39,083千円の減額となったところでありますが、これに伴い歳出に見合う地方交付税及び繰越金を減額いたしました次第であります。

次に、議案第63号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算から、議案第67

号 平成22年度大川市上水道事業会計補正予算についてまで、一括して御説明いたします。

5 議案とも、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定並びに異動等による人件費の調整に要する経費を、それぞれ追加または減額するものであります。

以上、提出議案の概要につきまして御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案に対する質疑を行います。

まず、報告第11号 専決処分の報告について（建物明渡等請求事件）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第11号については、以上で御了承のほどをお願いいたします。

次に、議案第59号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 平成22年度大川市一般会計補正予算、議案第63号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第64号 平成22年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、議案第65号 平成22年度大川市介護保険事業特別会計補正予算、議案第66号 平成22年度大川市下水道事業特別会計補正予算、議案第67号 平成22年度大川市上水道事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、議案を委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時38分 休憩

午前11時47分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第59号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村博満君。

総務委員長（中村博満君）（登壇）

私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第59号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第59号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第61号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての3議案は、案件の内容から勘案し、一括して審査を行いましたので、一括して御報告申し上げます。

なお、審査に当たりましては、人事院勧告等に関する資料の提出を受け、審査を進めたところであります。

説明によりますと、3議案とも、人事院が8月10日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与並びに期末、勤勉手当に関する勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおりに実施することを踏まえ、本市においても、所要の改正を行おうとするものであります。

人事院勧告の内容は、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給を調査した結果、国家公務員の給与に関し、月例給について、中高年齢層が受ける給料月額に限定して平均0.1%引き下げ、あわせて当分の間、50歳代後半層の職員の給与水準是正のための措置として、1.5%を一律に減額する。

また、期末、勤勉手当の年間支給割合の引き下げにより、平均年間給与を1.5%引き下げるとなっております。

また、本年4月から改正法施行までの格差相当分は、本年12月期の期末手当で調整するとなっております。

議案第59号は、本市の市議会議員の平成22年12月支給の期末手当について、100分の160を100分の150に改定し、さらに平成23年4月以降に支給する期末手当について、現在より年間0.1カ月分引き下げるものであります。

また、議案第60号においても、市長、副市長及び教育長の平成22年12月支給の期末手当について、市議会議員と同様の改定をするものであります。

次に、議案第61号においても、給料表を国家公務員と同様の改定を行い、50歳代後半層の職員の給与水準是正のための措置として、1.5%を一律に減額する。平成22年12月支給の期末手当を0.15カ月、勤勉手当を0.05カ月、計0.2カ月分引き下げ、さらに平成23年4月以降に支給する期末勤勉手当については、現在より年間0.2カ月分引き下げることにより、職員の年間給与を平均8.5万円、1.5%引き下げるものであります。

委員会では、55歳以上の特定職員に対する減額措置により給料が逆転することはないのか、また、本議案を否決することにより、地方交付税が減額されることはないのかただしたところ、対象となる職員は16名であり、課長職の中では逆転する者も出る。また、地方交付税が減額されることはないと思うが、可能性は否定できない旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、3議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 平成22年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、市長等三役の給料等の減額及び職員の給与改定並びに職員の異動等に伴い、各款の人件費の調整をしようとするものであり、歳入歳出それぞれ39,083千円を減額し、これに伴い歳出に見合う地方交付税及び繰越金を減額することにより、予算総額を13,863,822千円とするものです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通

告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第59号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成22年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第63号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算外2件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、岡秀昭君、11番。

文教厚生委員長（岡 秀昭君）（登壇）

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第63号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会が審査しました議案第63号、議案第64号及び議案第65号の3議案につきましては、いずれも職員の給与改定及び異動等に伴う人件費の調整を行うものであり、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第63号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,318千円を減額し、予算総額を4,772,147千円とするものであります。

次に、議案第64号 平成22年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,151千円を減額し、予算総額を507,849千円とするものであります。

次に、議案第65号 平成22年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,553千円を減額し、予算総額を3,114,083千円とし、介護保険事業勘定の予算総額を3,089,886千円、介護サービス事業勘定の予算総額を24,197千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、3議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第63号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成22年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成22年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第66号 平成22年度大川市下水道事業特別会計補正予算外1件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、佐藤操君。

産業建設委員長（佐藤 操君）（登壇）

私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第66号 平成22年度大川市下水道事業特別会計補正予算外1件につきまして、本委員会における審査の経過並

びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第66号 平成22年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、本会計にかかわる職員の給与改定並びに異動等による人件費の調整に要する経費を2,726千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ537,274千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第67号 平成22年度大川市上水道事業会計補正予算について御報告申し上げます。

本案も、職員の給与改定並びに異動等による人件費の調整のため、1款1項営業費用を229千円減額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります職員給与費を84,453千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第66号 平成22年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成22年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

3番吉川一寿君、4番今村幸稔君、以上2名を指名いたします。

以上で本臨時会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案いたしました議案は10件でしたが、議員各位には慎重に御審議をいただき、御議決をいただきまして御礼を申し上げます。

また、議員の皆様から審議の過程において賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、十分に尊重しながら、今後の市政運営の中で反映させてまいりたいと考えております。今後も執行部一丸となって、大川市の発展のため全力を傾注してまいります所存であります。議員各位はもとより、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単でございますが、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

これにて平成22年第5回大川市議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時9分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 井口 嘉生

大川市議会議員 吉川 一寿

大川市議会議員 今村 幸稔